庄内消費生活センター情報3月号





インターネット通信販売

円!」は本当にお得?



特別割引 クーポン

に惑わされて 定期購入に!?

ネット通販トラブルは若者だけじゃない! 全年代で相談が増えています!!

> いつの間にか「定期購入」に! 解約方法がわからない!

「定期購入」の相談が多いのは

年代別:50代以上

商品別:化粧品

(2023 年度受付分) 独立行政法人国民生活センタ・ 2024年1月31日公表資料より



事例

インターネットで「シミが消えるクリーム」の広告を 見た。「今なら3割引」「定期購入ではありません」と書いて あったので、1回だけで解約するつもりで注文することにした。

注文手続きを進めていくと、「割引クーポンを使うとさらにお得」とい う画面が出てきたので、割引クーポンを使って購入した。

商品が届き、明細を見ると、「次回お届け日」が書いてあった。「割引ク 一ポン」を使うことで、いつの間にか「定期購入」コースの契約に変わっ ていたようだ。次回分が届く前に解約したいが、解約方法が「専用チャッ トのみ」となっていて操作がわからず、解約できる期間が過ぎてしまった。



ポチッと注文する前に、裏面「最終確認画面チェックリスト」で確認を

特定商取引法で義務付け られている「特定商取引 法に基づく表記」がない サイトは注意!!偽サイト かも?

注文前に解約方法を必ず 確認!電話かメールかチ ャットか?自分でできそ う?



「定期しばりなし」「いつ でも解約OK」でも、解約 しない限り自動継続にな るのでは?



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

お 消費者ホットライン『188』 ➡最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応:午前10時~午後4時受付 ※年末年始を除く)

☆ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)

Check

インターネット通信販売

「最終確認画面」に、契約に関する重要な情報が集約されています!!

特定商取引法では、販売サイトの「最終確認画面」において、

- *分量
- *販売価格 対価
- *支払いの時期・方法
- *引渡•提供時期
- *申込期間(期限がある場合)
- *申込みの撤回 解除に 関すること

など契約の申込内容を確認 できるように表示すること を義務付けています。

「最終確認画面」チェックリスト

インターネット通販では、申込み前に 「<u>最終確認画面」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認</u>して ください!

※注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度しっかり確認しましょう

- □ 定期購入が条件になっていませんか?
- □ <u>(定期購入が条件になっている場合)</u> **継続期間や購入回数** が決められていませんか?
- □ 支払うことになる総額はいくらですか?
- □ 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- □ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」 など、<mark>返品特約や解約条件</mark>を確認しましたか?
- □ お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか?
- ※上記の契約条件が記載されている画面はスクリーン ショットで保存しましょう。

未成年者の場合は以下の点も確認してください

- □ <u>販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック</u> 欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか?
- □ <u>年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申</u> し込んでいますか?

不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ!

独立行政法人 国民生活センター(2024年1月)

独立行政法人国民生活センター2024年1月31日公表資料より



消費生活無料法律相談会開催日

• 3月6日(水)

午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで

※相談時間は<u>お一人様30分</u>となります。事前予約制となっております ので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(山形県庄内総合支庁内)

《開設時間》 午前9時~午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください

1人で悩まず 相談してケロ!





交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。 山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452